

建築法制委員会

2014年3月18日

建築法制委員会 委員長：杉山義孝

建築法制委員会の構成

2009～2012

本委員会

建築ストック法制度研究小委員会

協議調整型ルール検討小委員会

教育普及小委員会

建築専門家の行政訴訟参加に関する
研究小委員会

建築法制委員会の構成

2013~2016

本委員会

建築基準の適用とその実行方法あり
方検討研究小委員会

用途規制再構築検討研究小委員会

教育普及小委員会

建築専門家の行政訴訟参加に関する研究W
G

建築ストック法制度研究小委員会

(問題意識)

既存不適格建築物に対する
現行規定

緩和規定の範囲内の工事では
既存部分に手を入れなくてよく、
それ以外の工事では既存部分
全てを現行規定に適合させな
ければならない(0, 1型の方式)



この方式は、改善凍結効果も含め、
建築ストックの有効活用に
適していない

(着眼点)

①

新築とは異なる目標水準
設定の是非

②

新築とは異なる技術的方法
の柔軟な活用

③

管理体制等のソフト対策を
加味する方法

建築ストック法制度小委員会の活動 (2009~2012)

- 4年間の活動計画のなかで、2010, 2012の2回、大会で研究協議会を行った
- 2013年に成果を出版した。

日本建築学会編:「建築ストック社会と建築法制度~防火避難規定の課題を中心に」技報堂出版

建築ストック法制度小委員会の活動 (2009~2012)

- 膨大に蓄積された建築ストックの合理的な利用が重大な課題となっている現状において、前置の小委員会(2005~2008)では既存不適格建築物について知見をまとめ、出版した。
- 現行の法制度は新築を主眼として設定されているため、既存遡及義務がもたらす凍結効果が問題となっていることなどが明らかになった。
- これらの知見を踏まえ、防火避難規定を具体的な題材として、建築ストックに求められる水準、維持向上策の具体案を調査、検討した。



協議調整型ルール検討小委員会

(問題意識)

集団規定の現行基準は
行政裁量が伴わない
事前確定型の基準



敷地周辺の個別的条件を
考慮する必要がない



既存の環境との衝突が生じ
貴重な環境資源が損なわれる
など様々な近隣トラブルの
原因となっている

(目標)

集団規定における
行政裁量を伴う
協議調整型の基準成立
の条件を整理する

- ・公共団体の条例の活用
- ・審査基準の在り方・地域性を加味
- ・裁量判断の客観性確保の方法
- ・既存の周辺住民の参加・調整

成熟社会における 開発・建築規制のあり方

協議調整型ルール の提案

日本建築学会 編

国土社出版

建築専門家の行政訴訟参加に関する 研究小委員会

(問題意識)

民事訴訟に関しては
建築学会にも「司法支援建築
会議」があり建築専門家が訴
訟に関わっている

しかし、行政事件訴訟に関し
ては証人、意見書の形以外の
関わりは見られない

その結果、建築専門家から見
た場合に妥当性が乏しい判決
が出されている可能性がある

(当面の目標)

①

建築基準法に関する訴訟(行
政庁が被告とされたもの)の判
決のうち主要と思われるもの
約70件について判決内容が
建築専門家の目から見て違和
感がないかをチェックする

②

諸外国における建築裁判の実
態を調査する

建築に係る行政訴訟判例カルテ



訴訟分類

1. 訴訟要件
2. 建築確認
3. 建築物と敷地
4. 建築物と道路
5. 建築物の規模・配置
6. 建築物の用途
7. 既存不適格建築物の発生

合計 71

判例

事案概要

原告・被告

争点

①

②

判決事項

留意事項

教育普及小委員会

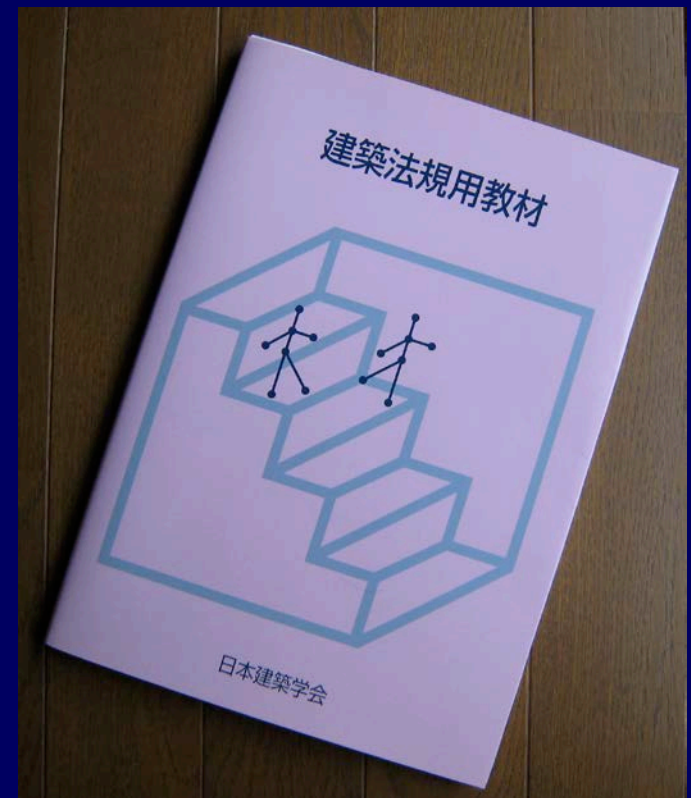
(小委員会の任務と課題)

「建築法規用教材」を法令改正を的確に反映して毎年改訂版を作製すること
(建築基準法60%、関連法規40%)

売上状況 2013年:3514冊
2012年:3230冊
2011年:3327冊
2010年:3467冊
2009年:3627冊

漸減傾向にあり、読者対象を見極めつつ
使い易さの観点で構成等を検討する必要
が出てきている

建築法規用教材



教育普及小委員会の活動報告 (2012年度、2013年度)

- 当委員会では、毎年2月に新年度用「建築法規用教材」を刊行
- 毎年、改訂方針を決め、各執筆者が1月1日現在施行中の法令に基づき執筆

2012年度の改訂方針

- 建築基準法と関連法規の記述量のバランスの見直し
- コラム(読者に理解してほしい規定の背景などの重要事項の説明)の挿入
- 例題の充実
- 詳しすぎる部分の簡略化、わかりにくい部分・読みにくい部分の改善
- 改正内容の反映



建築法規用教材2013

2013年度の改訂方針

- 講義での使用者から寄せられた要望、指摘について、検討・見直し
- 詳しすぎる部分の簡略化、わかりにくい部分・読みにくい部分の改善
- 改正内容の反映

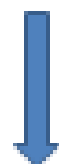


建築法規用教材2014

建築基準の適用とその実行方法のあり方検討小委員会

■ 背景・検討の趣旨

- ＊多様な技術・ノウハウの活用 ⇒ 建築基準の性能規定化
- ＊建築規制プロセスの効率化 ⇒ 確認検査の民間開放



☞ 構造計算書偽装事件等

- ＊適用技術基準の厳格化・詳細化
- ＊適合審査関係者の裁量的判断を含めない運営



- ＊「基準とその実行方法のあり方」について、議論が…
 - ✓多様な技術・ノウハウを受け止める「柔軟性」？
 - ✓専門家が持つ「ノウハウ・判断力」の活用可能性？
- ⇒ 本小委員会における検討のターゲット

建築基準の適用とその実行方法のあり方検討小委員会

■ 活動の進め方

- ① 海外の「性能規定化」「規制の民営化」等の実態把握
- ② 関係分野(審査証明、専門家への委任と責任保険、不服審査等)の事例収集
- ③ 他分野(車両安全、土木系事業、医薬品、等)の状況・知見等の事例収集



＊小委員会メンバーが分担して事例発表。WS形式で討論



＊「基準」の設定・運用(解釈を含む。)のしかたや、関係者間の役割や責任の分担 ⇒ 可能な「あり方」を構想
＊社会システムとの関係などから、実現可能性を検討

建築基準の適用とその実行方法のあり方検討小委員会

■ これまでの活動におけるインプット知見の例

➤ 公共土木工事における基準と適合性管理

- 「発注者(公共)の責任・裁量」で、基準の設定・運用、アウトソーシングする技術者への役割・判断等の委任の程度等をアレンジ
- その背景にある、責任担保(賠償等)能力

■ 今後の活動予定

➤ 建築学会神戸大会(9月)において「研究協議会」開催

- 多様な分野からの知見のインプットを集め、それらを活かした「あり方」の構想と実現可能性を公開討論
- 協議会の成果を、その後の小委員会活動に反映

用途規制再構築検討小委員会

- 設置期間: 2013年4月～2017年3月
- 主査: 有田智一 (筑波大学)
- 設置目的:
 - 新たな社会のニーズに対して現行の建築基準法集団規定・都市計画法に基づく用途規制が対応できていない現状を踏まえ
 - 1) 土地・建物用途規制の柔軟化に対するニーズ
 - 2) 現行の日本の土地・建物用途規制の抱えている課題を明らかにする
 - これにより、土地・建物用途に係る新たな規制・評価システムのあり方の検討を実施し、その具体像を提案することを目的とする。
 - 更に、その成果を国及び地方自治体の土地利用規制関連実務担当者に対する情報発信・問題提起を行い、新たな法制度の実現に向けた社会的合意形成の一助となることを目標とする。

用途規制再構築検討小委員会

- 検討の背景
 - 現行の用途規制は基準法別表第二に規定されているように、事前に明示された外形的基準に基づく方法が主である
 - このため、用途転用等の既存ストック活用の進展や人口減少・市街地縮小時代などといった、新たな社会ニーズへ弾力的に対応することが困難
 - 従って、用途地域において守るべき環境水準の目的を明確化し、その地域に適した周辺環境への影響度等を考慮した要求水準に基づく新たな用途規制の方法を検討する必要性が高い。
- 2013年度(初年度)の成果
 - 現行の日本の土地・建物用途規制の抱える課題の検討
 - 別表第二の内容に起因する運用上の課題
 - 新規用途出現への対処に係る課題の検討
 - 個別の用途タイプ固有の課題のケーススタディ
 - 用途転用・ストック活用時代の用途規制の抱える課題についての検討
 - 用途規制の性能基準に係る考え方のレビューの実施
 - アメリカの条件付用途許可制度のレビューの実施
- 2014年度の計画:個別のケーススタディ実施+公開研究会の開催を予定